

令和元年 12 月 定例会（第 339 回）  
12 月 16 日

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員の報告へ移動）

文教くらし委員会のご報告

令和 元年 12月 定例会（第339回）

令和元年

第三百三十九回定例奈良県議会会議録 第六号

十二月

令和元年十二月十六日（月曜日）午後一時五分開議

-----  
出席議員（四十二名）

一番	小村尚己	二番	樋口清士
三番	植村佳史	四番	川口延良
五番	山中益敏	六番	亀甲義明
七番	中川 崇	八番	小林 誠
九番	浦西敦史	一〇番	欠員
一一番	池田慎久	一二番	西川 均
一三番	乾 浩之	一四番	松本宗弘
一五番	大国正博	一六番	太田 敦
一七番	佐藤光紀	一八番	清水 勉
一九番	阪口 保	二〇番	井岡正徳
二一番	田中惟允	二二番	中野雅史
二三番	奥山博康	二四番	荻田義雄
二五番	岩田国夫	二六番	小林照代
二七番	山村幸穂	二八番	猪奥美里
二九番	尾崎充典	三〇番	藤野良次
三一番	和田恵治	三二番	國中憲治
三三番	米田忠則	三四番	出口武男
三五番	粒谷友示	三六番	秋本登志嗣
三七番	小泉米造	三八番	中村 昭
三九番	今井光子	四〇番	森山賀文
四一番	田尻 匠	四二番	山本進章
四三番	川口正志		

-----  
議事日程

- 一、 常任委員長報告
- 一、 議第七十八号から議第九十五号、報第三十一号及び報第三十二号の採決
- 一、 教育委員会の委員の任命同意
- 一、 公安委員会の委員の任命同意

- 一、土地利用審査会の委員の任命同意
- 一、意見書等決議
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、常任委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

-----  
○議長（粒谷友示） これより本日の会議を開きます。  
-----

○議長（粒谷友示） この際、お諮りします。

教育委員会の委員の任命同意、公安委員会の委員の任命同意、土地利用審査会の委員の任命同意、意見書等決議、追加議案の上程及び同採決を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。  
-----

○議長（粒谷友示） 次に、議第七十八号から議第九十五号、報第三十一号及び報第三十二号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一十三番乾浩之議員。

◆十三番（乾浩之） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十八号中・当委員会所管分及び議第八十一号につきましては、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。なお、創生奈良委員から県財政の経常収支比率が悪い状況の中、特別職の給与を増額することは認められないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありました。また、議第八十二号、議第八十七号及び議第九十五号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第三十二号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一十五番大国正博議員。

◆十五番（大国正博） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十八号中・当委員会所管分、議第七十九号、議第八十五号及び議第八十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第三十二号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――四番川口延良議員。

◆四番（川口延良） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十八号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、建設委員長の報告を求めます。――四十一番田尻匠議員。

◆四十一番（田尻匠） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。去る十二月十日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十八号中・当委員会所管分、議第八十号、議第八十三号、議第八十四号、議第八十六号、議第八十九号、議第九十号、議第九十二号から議第九十四号及び報第三十一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、報第三十二号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。一一三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十八号中・当委員会所管分につきましては、創生奈良委員から、県立高等学校の耐震化に要する多くの経費が計上されている中、教育長の期末手当の増額は看過できないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。また、議第九十一号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十六番太田敦議員に発言を許します。一一十六番太田敦議員。

◆十六番（太田敦） （登壇）日本共産党を代表して議第七十八号、令和元年度奈良県一般会計補正予算、議第八十一号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を行います。

まず、高等学校耐震化事業ですが、県立奈良高等学校の仮設体育館設置工事の実施業者が決まらない問題は、奈良高等学校の保護者、有志一同から、平成三十年十二月に翌年一月より使用中止と決定した時点で直ちに工事に取りかかっていたら、今ごろは授業も部活動も学校行事も十分に使用できるようになっていたと、既存体育館の補強をなぜ早急に行わなかったのかという憤りの思いが寄せられています。また、生徒からは、仮設体育館の規模があまりにも小さいということで、既存体育館の補強を求める声が出ております。

今議会の一般会計補正予算で三回目の入札を実施する方針が示されました。施工業者が決まったとしても完成時期はさらに三カ月おくれ、当初の入札時に示していた完成時期から半年おくれの来年六月末にずれ込む見通しです。過去二回の入札はいずれも不調に終わっています。アーチ形の特殊な工法を採用することなどから改めて設計額を見直した結果、工事費を四千二十五万円増額しなければならないとのことです。県教育委員会は、結果として完成時期がおくれてしまうことは大変申しわけなく思っていると述べるものの、仮設の建物で対応する方針は変えておりません。

奈良高等学校体育友会会長が、体育館整備に向けた保護者への情報量が絶対的に少ない、誠意が感じられないことへの不満が大きいと訴えるとともに、全校生徒の保護者を対象にしたアンケート結果では、現在の体育館の応急または耐震補強を求める意見が七割を超え

ております。生徒や保護者有志が一貫して既存体育館の補強を求めていたにもかかわらず、この声を聞かずに再利用可能な木造の仮設体育館の導入を進めた結果、工事費が増額する上、完成時期も当初の予定から大幅におくれた一連の経過は多くの課題を残したことから、認めることができません。

今後、これまでの経過をしっかりと検証すべきです。そして、生徒や保護者が納得できる一日も早い体育館の整備を求めるものでございます。

次に、平成二十八年に東京都港区白金台にある奈良の食のPR施設ときのもりですけれども、奈良県産食材のイメージアップとブランド力向上を図るということを目的に、レストランとショップを併設した情報発信の拠点として運営されるものです。これまでの実績は、当初の見込みとは随分乖離をしてくれています。レストランとショップを運営する受託者に対して売上の七%を納めてもらうという契約になっておりますが、奈良県が建物の所有者に支払っている年間賃借料は一千九百四十四万円、約二千万円の家賃を年間払っていますが、平成二十八年度はその二%に当たる四百九万円しか県には入ってこなかったという状況でございました。一億一千万円の投資をして、そして年間二千万円の家賃を払っているわけですが、一年目は四百九万円、二年目は五百十六万円、昨年度である三年目は六百四万円と、改善しているとはいうものの、賃借料の四分の一という状況です。立地条件など原因はさまざまあるかと思いますが、当初から計画に無理があったのではないのでしょうか。

また、仮に売上目標を達成したとしても、県が支払っている家賃の半分見合いにしかならない金額しか入ってこないというこの負担金の設定は妥当とは言えません。こうした理由から、首都圏ならではの食PR事業一千八百三十万円は認めることができません。

以上の理由により、議第七十八号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第三号）については反対です。

議第八十一号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきましても、消費税増税など県民の暮らしが大変な中、知事などの期末手当の引き上げは県民の理解が得られず、認められないことから反対です。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（粒谷友示） 次に、八番小林誠議員に発言を許します。一一八番小林誠議員。

◆八番（小林誠） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、議第七十八号の一部及び議第八十一号に対する反対討論をさせていただきます。

皆様もご承知のように、二〇一九年十月一日の奈良県の推計人口は百三十三万一千三百三十人であり、二〇一五年十月一日の国勢調査人口百三十六万四千三百十六人と比較すれば、三万二千九百八十六人の減、マイナス二・四一%の減少率であります。県下各市町村におかれましてもさまざまな人口減少対策に取り組んでいただいておりますが、今後も人口減少に歯どめをかけることは困難であると考えております。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、二〇三〇年の奈良県人口は約百二十万二千人、二〇四五年には九十九万八千人と、百万人を割り込むと推計されております。現在からたった十年後に、約十三万人もの人口減少が見込まれているわけです。

また、少子高齢化社会に挑むため、多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場、視点で政府が掲げた一億総活躍社会を四年前に閣議決定されました。

働き方改革の項目では、同一労働、同一賃金など非正規雇用の処遇改善も実施され、来年度からは公務員においても会計年度任用職員制度が実施され、勤務条件の改善が行われることとなり、県下の自治体財政にも大きな影響が見込まれ、奈良県でも予算として十億六千万円を見込んでいるとのことでした。

奈良県は、耐震対策や施設の維持管理、長寿命化等に対する選択と集中による事業など、さらに経常的な費用が必要となり、財政状況の硬直化が進むものと推察されます。

奈良県議会は、これらの施策に対して必要な財源のことを考慮し、平成二十七年十月に議員の月額報酬を約一〇%減の七十万円、議長が約一一%減の八十六万円、副議長が約一一%減の七十五万円とし、一年間に約四千万円、任期の平成三十一年四月までに約一億四千六百万円の経費削減を行い、本年二月定例会では令和二年三月三十一日まで同内容の延長を行うことを議決しました。

さらに、さきの九月定例会で奈良県議会議員の期末手当についても、これまで職員の例により定めていた額の決定方法を条例で直接規定することに改正し、その上で奈良県議会は、今回の人事委員会勧告に伴う支給月数の改正は行わず、据え置くことと決しております。本年十月からは消費税が八%から一〇%に引き上げられ、生活必需品の一部に軽減税率が採用されてはおりますが、県民の実質的な所得が減少することは免れません。

これらのことから、特別職の期末手当を人事委員会勧告に従って引き上げることは到底認めることができません。隗より始めよのことわざのとおり、人口減少社会における行財政改革は喫緊の課題であり、選挙で選ばれる特別職が慣例によらずに改革の先頭に立つべきであると考えます。

したがって、特別職の期末手当引き上げ予算が含まれる議第七十八号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第三号）並びに議第八十一号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例に反対をいたします。

議員諸氏におかれましては、奈良県の未来を考え、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、反対討論とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（粒谷友示） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第七十八号について、起立により採決します。

議第七十八号について、各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第八十一号について、起立により採決します。

議第八十一号について、総務警察委員長報告どおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

議第七十九号、議第八十号、議第八十二号から議第九十五号、報第三十一号及び報第三十二号については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

-----  
○議長(粒谷友示) 次に、議第九十六号から議第九十八号を一括議題とします。

以上の議案三件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第九十六号、教育委員会の委員の任命についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第九十七号、公安委員会の委員の任命についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第九十八号、土地利用審査会の委員の任命についてお諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。



(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、十九番阪口保議員より、決議第一号、投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議の動議が提出されましたので、阪口保議員に趣旨弁明を求めます。――十九番阪口保議員。

◆十九番（阪口保） （登壇）決議第一号、投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△決議第一号

投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議（案）

投票行動分析を通じた地方政治研究事業は、令和元年六月定例会において新規事業としての予算千五百万円が承認された。

その事業内容は、有権者の投票行動、投票動機と地方政治への影響などを調査分析することにより、望ましい地方政治のあり方を研究することである。

今回の県内における政治意識調査は、投票行動分析を通じた地方政治研究事業のひとつである。

政治意識調査の概要は、質問項目を県が依頼した有識者が作成し、実際の調査と集計業務を委託したもので、県の予算執行は、約七百十五万円であると聞いている。

しかし、今回の政治意識調査は、二千人の県民に実施したアンケート調査において、学歴、年収等の質問、そして本県とは直接に関係しない質問項目が数多くあり、本県の投票率の向上や地方政治の活性化につながるのかが疑問との声が出ている。

また、質問項目に、あなたはどの候補者に投票したか、投票する際にどのような点を重視したか、との質問がある。

このような質問は、調査の仕方によって、憲法で保障されている投票の秘密、思想・信条の自由等の基本的人権が侵されるのではないかと不安が県民の中に生じている。当然、意識調査においては、学者である有識者の学問の自由より、県民の基本的人権が優先されるべきものである。

また、今後行われると聞いている県内政治家を対象としたインタビュー調査については、今まで、理事者側から議員が一度も説明を受けておらず、行政が事業を実施することで、首長と議会が相互の抑制と均衡によって成り立つ、現在の二元代表制をどのように考えているのかとの疑念が出てくる可能性もある。

よって、今回の政治意識調査においては、県民に不安の声、県議会の定例会においても調査内容に問題があるとの指摘があり、政治意識調査の統計分析と統計結果の公表の慎重な取扱いを求める。

また、これ以降の事業については、中止を求める。

以上、決議する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（粒谷友示） 十八番清水勉議員。

◆十八番（清水勉） ただいま阪口保議員から提案されました決議第一号、投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議（案）に賛成をいたします。

○議長（粒谷友示） 二十七番山村幸穂議員。

◆二十七番（山村幸穂） ただいま阪口保議員から提案されました決議第一号、投票行動分析を通じた地方政治研究事業の見直しを求める決議（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

決議第一号については、十九番阪口保議員の動議のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立少数であります。

よつて、決議第一号は否決されました。

○議長（粒谷友示） 次に、三十二番国中憲治議員より意見書第六号、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、国中憲治議員に趣旨弁明を求めます。――三十二番国中憲治議員。

◆三十二番（国中憲治） （登壇）意見書第六号、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書（案）

森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、レクリエーション、林産物の供給等の機能の発揮を通じて国民全体に恩恵をもたらしており、これら森林の多面的な機能の持続的な発揮を図ることは極めて重要である。

特に、森林は二酸化炭素の吸収源としても重要な役割を果たしており、京都議定書の第一約束期間（平成二十年～平成二十四年）における森林吸収量の目標達成に向け、平成二十年に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が制定され、平成二十五年には令和二年度まで延長されたところである。

その間、同法に基づく支援措置の一つである「美しい森林づくり基盤整備交付金」を活用し、間伐等の森林整備に積極的に取り組むことにより、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、長期にわたる木材価格の低迷による経営意欲の低下や農山村の過疎化・高齢化等により、依然として手入れの必要な森林が多く存在しており、加えて、近年は台風などの大雨による山地災害も頻発している状況であることから、住民の安全・安心のためにも、今後もより一層の森林整備を推進していくことが重要である。

また、同交付金については、集約化が困難な小規模な森林や高齢級の森林の間伐等に活用できる支援措置でもあり、林業の振興及び木材利用の推進に大きく寄与しており、地域の活性化にも大いに貢献しているところである。

よって、国におかれては、引き続き森林整備の充実・強化、そして、山村地域の振興を図るため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」と同法に基づく支援措置「美しい森林づくり基盤整備交付金」を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（粒谷友示） 四番川口延良議員。

◆四番（川口延良） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（粒谷友示） 十三番乾浩之議員。

◆十三番（乾浩之） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十二番国中憲治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、十一番池田慎久議員より、意見書第七号、CSF（豚コレラ）の防疫対策等の強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、池田慎久議員に趣旨弁明を求めます。――十一番池田慎久議員。

◆十一番（池田慎久）（登壇）意見書第七号、CSF（豚コレラ）の防疫対策等の強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

#### CSF（豚コレラ）の防疫対策等の強化を求める意見書（案）

平成三十年九月に国内では二十六年ぶりとなるCSFが、岐阜県の養豚場において発生してから一年以上が経過しているが、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県など感染地域の拡大が続き、これまでに十四万頭以上の豚が殺処分されるという悲惨な状況となっている。

また、野生のいのししへのCSFの感染も岐阜県をはじめ、これまで、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県などへ拡大し、一千頭を超える野生のいのししの感染が確認されている。

このような状況の中、これ以上の感染拡大を食い止めるために一層の対策強化が強く求められている。

本県では、隣接する三重県において農場でのCSF発生、感染した野生のいのししの確認が認められていることから、国に対して予防的ワクチン接種の実施や飼養衛生管理基準の厳格化やワクチン接種に伴い生じる農家の経済的負担の軽減を求めている。またワクチン接種地域と非接種地域間の精液や肥育素豚の流通が制限されることから、県内養豚農家では、肥育素豚及び精液等の入手が制限されるなどの影響が出ており、経営の維持継続への大きな不安と、感染防止対策への費用負担に対する懸念の声が聞かれている。

国においては、養豚農家が安心して養豚経営を維持継続できるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

一 感染が認められた県の隣接県においても、ワクチン接種推奨地域として速やかな予防的ワクチン接種を可能とするとともに、必要となるワクチンを確保すること。

二 ワクチン接種推奨地域から、接種区域以外の地域への肥育素豚及び精液等の入手や販売先の確保に支障が出ていることをふまえ、肥育素豚や精液等の供給及び確保について円滑に図れるよう、国が責任をもって斡旋を行うこと。

三 養豚農場やと畜場へのCSFウイルスの侵入防止に万全を期すべく、国が対策に必要な予算を継続的に充分確保し、農家負担を軽減すること。

四 来年度に改正が予定されている衛生管理基準の厳格化をふまえ、農家負担を軽減するための対策を講じること。

五 CSF感染が疑われる事案や感染が確認された場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができるよう、検査機関が行う業務への十分な予算を確保すること。

六 国が責任をもって風評被害の防止に努めるとともに、仮に風評被害等による養豚農家及び流通業者の損失が生じた場合において、補償制度の拡充等、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（粒谷友示） 五番山中益敏議員。

◆五番（山中益敏） ただいま池田慎久議員から提案されました意見書第七号、CSF（豚コレラ）の防疫対策等の強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） 十六番太田敦議員。

◆十六番（太田敦） ただいま池田慎久議員から提案されました意見書第七号、CSF（豚コレラ）の防疫対策等の強化を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、十一番池田慎久議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、二十八番猪奥美里議員より、意見書第八号、改正水道法の厳格な運用を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、猪奥美里議員に趣旨弁明を求めます。――二十八番猪奥美里議員。

◆二十八番（猪奥美里） （登壇）意見書第八号、改正水道法の厳格な運用を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

改正水道法の厳格な運用を求める意見書（案）

改正水道法には、水道事業者等に施設の維持・修繕を行うことを義務付けるといった規定が盛り込まれています。水道管の老朽化によって破断が起きないように、維持・修繕を行うことが求められており、必要な改正事項です。また、水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱です。そのため、都道府県に水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定し、都道府県が水道基盤強化計画を定めたり、広域的連携等推進協議会を設置できるようにする改正事項も必要不可欠です。

一方で、改正水道法には、水道事業者があらかじめ厚生労働大臣の許可を受ければ公共施設等運営権を設定できるという規定が盛り込まれており、これにより水道事業において「コンセッション方式」の導入が可能となりました。この法律では、この方式の下での災害時の責任の所在や役割分担について明確に定められていません。災害が発生して断水が

起きた場合などに、適切な対応が取られなくなるおそれがあります。また、この方式では運営のほぼ全てを民間企業が担うことになるため、水道運営の知識や経験が地方自治体に蓄積されなくなります。地方自治体にノウハウがなくなって、災害時に対応できなくなるのではないかという疑念を払拭できません。他にも、水道料金が高騰するのではないか、水質が悪化するのではないか等、様々なことが懸念されています。

諸外国では、コンセッション方式で失敗し、再公営化する事例が相次いでいます。世界の潮流に反する法改正であると言わざるを得ません。

国会の審議では、政府に対し、コンセッション方式の許可の際に民間企業の運営状況をモニタリングするための適切な体制確保について厳格な審査を行うこと等を求める厳しい附帯決議が付けられています。

よって、本議会は政府に対し、附帯決議等に基づき、水道事業におけるコンセッション方式の厳格な審査を徹底することを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 九番浦西敦史議員。

◆九番（浦西敦史） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第八号、改正水道法の厳格な運用を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） 十二番西川均議員。

◆十二番（西川均） ただいま猪奥美里議員から提案されました意見書第八号、改正水道法の厳格な運用を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、二十八番猪奥美里議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（粒谷友示） 次に、二十六番小林照代議員より、意見書第九号、文化財の防火対策の推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、小林照代議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番小林照代議員。

◆二十六番（小林照代） （登壇）意見書第九号、文化財の防火対策の推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

## △意見書第九号

### 文化財の防火対策の推進を求める意見書（案）

十月三十一日未明に発生した首里城の火災により、五百点を超える文化財が焼失しました。このことは多くの国民、世界の人々に大きな衝撃と深い悲しみを与えています。

四月にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生したことを受け、文化庁が行った緊急調査の結果によると、全国の世界遺産又は国宝である建造物のうち、消火設備の整備・改修後三十年以上経過したものが約二割あり、老朽化による機能低下のおそれがあることが判明しています。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた大切な財産であるとともに重要な観光資源です。また、我が国の文化財の多くが木造建築物であり、たびたび火災による甚大な被害を受けてきたことから、文化財の保護はもとより、観光客等の安全を図るためにも、万全の防火対策が求められます。

こうした中、国は国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドラインを定めるとともに、世界遺産や国宝を中心とした防火設備の設置補助等に取り組んでいますが、文化財の中には個人所有のものもあり、管理に必要な資金や人材の確保に継続的な支援が必要です。

よって、本議会は、国会及び政府において、国民共有の財産である文化財を確実に次世代に継承していくため、防火設備の設置・更新への支援を拡充するとともに、文化財保護に関して専門的知識を有する人材が文化財の所有者を援助する仕組みを強化するなど、文化財の防火対策の推進を強く要請します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（粒谷友示） 八番小林誠議員。

◆八番（小林誠） ただいま小林照代議員から提案されました意見書第九号、文化財の防火対策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） 三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） ただいま小林照代議員から提案されました意見書第九号、文化財の防火対策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、二十六番小林照代議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、七番中川崇議員より、意見書第十号、臓器移植の環境整備を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、中川崇議員に趣旨弁明を求めます。――七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） （登壇）意見書第十号、臓器移植の環境整備を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十号

#### 臓器移植の環境整備を求める意見書（案）

臓器移植の普及によって、薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成二十年五月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成二十一年七月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の臓器提供の意思が不明な場合であっても家族が書面により承諾することにより臓器を提供することが可能となった。同法の改正により脳死下での臓器提供者は、改正前の平成二十年は十三人だったが、改正後の平成二十七年は五十八人、二十九年は七十七人、三十年は六十八人と少しずつであるが増加傾向にある。

しかし、令和元年十月三十一日時点における臓器移植希望者数は、心臓で七百八十人、肺で三百七十九人、肝臓で三百三十人、腎臓で一万二千四百四十二人など（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）となっており、心停止後のものを含めても臓器提供数は必要数を大きく下回っている。その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

#### 記

一 国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会をふやすことができるよう臓器移植に係るさらなる啓発に努めること。

二 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。



三 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対し、きめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。

四 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。

五 国民がイスタンブール宣言に則った臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう、必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（粒谷友示） 三番植村佳史議員。

◆三番（植村佳史） ただいま中川崇議員より提案されました意見書第十号、臓器移植の環境整備を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（粒谷友示） 二十九番尾崎充典議員。

◆二十九番（尾崎充典） ただいま中川崇議員から提案されました意見書第十号、臓器移植の環境整備を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、七番中川崇議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（粒谷友示） 次に、六番亀甲義明議員より意見書第十一号、「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、亀甲義明議員に趣旨弁明を求めます。――六番亀甲義明議員。

◆六番（亀甲義明） （登壇）意見書第十一号、「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十一号

「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書（案）

本年八月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗な「あおり運転」を受けて車を停止させられ、顔を殴られるという事件が発生した。また、平成二十九年六月には、神奈川県東名高速道路において、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死

亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成三十年一月十六日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取締りに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習等における教育の更なる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

一 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

二 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締りが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料等に、これらの事項を記載すること。

三 広報啓発活動については、「あおり運転」等の行為が禁止されており、取締りの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法等について、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十六日

#### 奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（粒谷友示） 一番小村尚己議員。

◆一番（小村尚己） ただいま亀甲義明議員から提案されました意見書第十一号、「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（粒谷友示） 四十一番田尻匠議員。

◆四十一番（田尻匠） ただいま亀甲義明議員から提案されました意見書第十一号、「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（粒谷友示） ただいまの動議は正規の賛成があつて、成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、六番亀甲義明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、十八番清水勉議員ほか三名から、議第九十九号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

七番中川崇議員に提案理由の説明を求めます。――七番中川崇議員。

◆七番（中川崇）（登壇）議長のお許しをいただきましたので、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例（案）について、提案の要旨を申し上げます。

我々県議会議員は、奈良県内の経済情勢などを勘案して平成二十七年十一月一日から平成三十一年四月二十九日までの間における議員報酬の月額を、議長にあっては八十六万円、副議長にあっては七十五万円、議員にあっては七十万円とする条例を平成二十七年十月九日に全会一致で議決いたしました。

また、平成三十一年二月定例会におきましては、県の財政構造において人件費などの経常経費が多いことなどを理由として、令和二年三月三十一日まで同内容の議員報酬削減の継続を決しました。さらに、議員に係る期末手当につきましては、全国の多くの自治体で慣例的に人事委員会勧告に合わせて改定が行われているのが実態であります。本年九月定例会で議員の期末手当の額の決定方法を県職員の例により定めるのではなく、県議会独自の支給月数を条例で直接規定するように改める条例改正として議第七十七号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例を提案し、令和元年十月二十一日に賛成多数で可決されました。令和元年十月一日からは生活必需品の一部に対する軽減税率が盛り込まれましたが、消費税率八%から消費税率一〇%への増税改正が行われています。

来年の六月には景気対策のポイント還元期間が終了し、住宅ローン減税期間延長や自動車購入時の税負担軽減も来年で終了いたします。その後は実質的な県民所得の低下が見込まれるものと思われ、継続した公共施設の維持管理、県有施設の耐震対策に対しても多額の費用の捻出が必要であります。

さらに近年、国内各所で発生する災害は、設計基準を大きく上回っており、奈良県内自治体と危機意識を共有した対策が必要でもあります。

また、先日の代表質問でも、奈良県の経常収支比率と県下市町村の経常収支比率に触れられていました。令和二年四月からは会計年度任用職員の制度による人件費の増加が見込まれ、奈良県においても十億六千万円の予算措置が必要であるとのことであり、今以上に財政の硬直化が進むことは明白であります。特別職が率先してこれら単独費確保に臨まれることと思えます。

議会として、これら施策の財源確保に向けて一層の覚悟が必要であり、現行の議員報酬削減、すなわち議長にあっては八十六万円、副議長にあっては七十五万円、議員にあっては七十万円としている条例を任期末の令和五年四月二十九日まで延長する条例案を提出するものであります。

引き続き議員報酬の約一〇%削減を継続することに議員諸氏のご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。ご静聴ありがとうございました。

○議長（粒谷友示） お諮りします。

議第九十九号については、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより採決に入ります。

議第九十九号について、起立によって採決します。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

-----  
○議長（粒谷友示） 次に、常任委員会の閉会中審査事件について、お諮りします。

このことについては、お手元に配付しております審査事件（案）のとおり、常任委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は次期二月定例会開会までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（粒谷友示） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（粒谷友示） これをもって、令和元年十二月第三百三十九回奈良県議会定例会を閉会します。

-----  
△閉会式

○議長（粒谷友示） （登壇）十二月定例会議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

十二月二日の開会以来本日まで、議員各位におきましては、提出されました諸議案及び県政の重要課題につきまして終始熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりました。ここに議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものでございます。

さて、今年も残すところあとわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞご自愛をいただき、ご健勝でよい新年を迎えられますよう、また新たな年におきましても、県勢発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

△午後二時十九分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	粒谷友示
同 副議長	森山賀文
署名議員	池田慎久
署名議員	西川 均
署名議員	乾 浩之